

グローバリズムと多国間投資協定

京都大学大学院経済学研究科修士課程

1999 年経済動態分析専攻入学

田中珠雅紫

2001 年 1 月提出

第6期生の皆さん、ご卒業おめでとうございます。

高崎経済大を卒業して京大にやってきたとき、6期生が中心となってゼミが行われていました。ゼミで3回生の発表をきいてレベルの高さにビックリさせられたものです。また合宿や飲み会にも参加して、いろいろな面で6期生と仲良くなりました。私も高経では矢野ゼミの第6期生であり、私の同期は岩本ゼミの6期生ととても雰囲気似ていたので、馴染みやすかったのだと思います。

私が修士課程を修了後の進路について、博士課程に進学するのか就職するのか悩んでいた時、6期生の一部の方に大変お世話になりました。相談を持ちかけたというわけではなかったのですが、最終的に私の背中を押すような言葉をくれた方が6期生の中にいます。私は今でもそのメールを大切に保存してあります。とっても短いメールなのですが。

先生方にも両親にも相談せずに決めた進路なのでとても不安ですが、自分の選択に後悔しないよう、これから頑張りたいと思っています。そしてもちろん6期生の皆さんは私よりずっと優秀なので、きっと素敵な未来を開くことができるでしょう。青竹会で皆さんにお会いできるのを楽しみにしています。

最後になりましたが、岩本先生、2年間本当にありがとうございました。

目次

はじめに

第1節 投資協定の背景

- 1 近年の世界の直接投資動向
- 2 投資協定の変遷
- 3 投資協定のアプローチの変化

第2節 多国間投資協定

- 1 交渉の経緯
- 2 協定の内容
- 3 OECD の他の制度との比較
- 4 各国の意図

第3節 交渉決裂要因とグローバリズム

- 1 NGO の活動
- 2 国家の役割
- 3 国家と NGO の関係

おわりに

注

参考文献

はじめに

国境を越えた経済活動の規模が拡大している。ヒト、モノ、カネ、企業、情報など、あらゆるレベルで国境を越えた経済活動や取引の拡大が見られる。こうした変化の中で、個人も、企業も、政府もこれまでとは違った様々な問題に直面している。その問題の一つが、国境というものの意味に大きく関わっている。グローバル化という現象の中で、国際的に経済活動が活発になると、各国にある諸制度の差異が大きな問題になってくる。制度を国際的に調整しようとする動きはそうした問題への対応であるが、現実問題としては制度の調整は容易なことではない。制度の裏には、各国・各人がそれぞれに育んできた文化があり、慣習があり、そしてそれらの上に人間の生活があるからである。それぞれの文化的な背景とは別に、企業の思惑もそれぞれであるし、制度を調整する際に前面に出てくる各国政府の中でも意思はまとまっていないことが多い。途上国対先進国、という枠組みも途上国間の経済格差の増大・経済成長政策の差異などにより崩れつつある。しかし依然として制度を調整し、何らかの枠組み・秩序を他国と作ろうとする動きは活発である。

米国シアトルで開かれた世界貿易機関(World Trade Organization: WTO)閣僚会議が1999年12月3日に決裂した。各国の利害対立は続き、依然として新多角的通商交渉(新ラウンド)のめどはたっていない。新しい通商秩序の模索は、二国間での交渉や、地域レベルでの交渉で行われている。しかし、いずれまた二国間レベル、地域レベルのものを統合して新たな国際秩序が作られると考えられる。

本稿では、グローバル化といわれる時代の中での国際的な制度作りがどのようなものであるかを検証し、それをもとに、グローバリズムがどの方向に進みつつあるのかを考察したい。この課題のために、最近まで国際機関で交渉が行われていた制度を取り上げる。

多国間投資協定(Multinational Agreement on Investment: MAI)¹は、投資協定策定における最も重要な第一歩であったと言われている²。主に経済協力開発機構(Organization for Economic Cooperation and Development: OECD)において1995年から98年にかけて交渉がなされたこの協定は、批准には至らず、交渉の過程で中断となったが、国際的なルールをどのような方向で構築しようとしていたのかを知ることができる最も新しい事例の一つである。OECDという加盟国29カ国の組織体で交渉は行われていたが、この協定は、先進国だけでなく、途上国をも含めた形で発効することを目標としていた³。実際には交渉決裂、という結果になったが、その背景には、反グローバリズムを主張する国家と非政府組織(Non Governmental Organization: NGO)の存在があったと報道されており⁴、その点も考察に値すると考えられる。以上のような理由から本稿では、MAIを現代における国際制度構築の事例として取り上げ、その交渉経緯とその結果からグローバリズムの一つの形態を浮き彫りにする。

第1節では、投資協定の背景として、世界の直接投資動向・投資協定の変遷を概観する。また投資協定の締結目的がどのように変化してきたかを考察する。

第2節では、MAIの交渉経緯とその内容、協定案に対する各国の意図を検討する。

第3節では、交渉決裂に少なからず影響を及ぼしたと考えられるNGOがどのような活動をし、どういう提言を行っていたかを考察する。そして、交渉不参加を表明したフランスとNGOの関係に触れた上で、グローバリズムの中でNGOが果たした役割と国家の役割について論じる。

第1節 投資協定の背景

本節では、MAIの全体的な背景をまず明らかにする。第1項では、近年の世界の直接投資動向、第2項では、MAI交渉以前に締結されてきた投資協定の概要を追う。そして、第3項では、投資協定のアプローチの変化を考察する。なお、国際投資は、投資収益目的の「証券・債券投資」(ポートフォリオ投資)と、経営資源が国際的に移動する「対外直接投資」に二分されるが、本稿では、「対外直接投資」を分析の対象として議論を進める⁵。

1 近年の世界の直接投資動向

近年、世界の直接投資は急速に拡大している。本稿で取り上げている MAI は 1995 年以降に交渉が始まったものであるので、特に 1990 年代の直接投資動向に注目し、協定との関連を探る。

1998 年の世界の直接投資(国際収支ベース、フロー、以下同じ)は、対外直接投資が前年比 36.6%増の 6,489 億ドル、対内投資は同 38.7%増の 6,439 億ドルと急増した(UNCTAD⁶ 推計)。直接投資は、97 年に初めて 4,000 億ドル台を記録したが、98 年は 6,000 億ドルを突破し、世界の直接投資はさらに拡大している(表 1-1, 1-2)。

98 年の直接投資大幅拡大の主因となったのは、対外・対内とも欧米諸国を中心とする先進国(イスラエル、南アフリカ共和国含む)の投資である。先進国の投資は 97 年に対外、対内とも増加率が前年比 20%超となる大幅拡大を記録したが、98 年は、対外が 5,947 億ドル(前年比 46.2%増)、対内が 4,604 億ドル(同 68.5%増)とさらに拡大速度をはやめ、投資額は対外、対内とも 96 年からの 2 年間で約 2 倍に膨らんだ。投資総額に占める先進国のシェアをみると、対外では 97 年の 85.6%から 98 年の 91.6%に上昇、対内は、93 年以降、中国をはじめとする東アジアへの投資が好調であったため、60%を前後していたが、98 年は 71.5%に上昇した。

これに対して途上国(ロシア・中東欧除く)は、98 年、対外が 523 億ドル(同 19.5%減)、対内が 1,659 億ドル(同 3.8%減)と、対外、対内とも 97 年までの増加基調から減少に転じた。途上国の直接投資が前年より縮小したのは、対外が 7 年ぶり、対内では 13 年ぶりのことである⁷。

MAI は、1997 年以降、先進国グループと呼ばれる OECD で交渉が行われていた。交渉参加国の近年の対外・対内直接投資フローをみると、一様に増加していることが分かる。98 年の対外直接投資を国別に見ると、上位はいずれも先進国であり、米国の投資額は 1,328 億ドル(前年比 20.8%増)と世界最大である。それに次いで英国は同 68.1%増の 1,067 億ドル、第 3 位はドイツで 877 億ドルだった(表 1-3)。

表1-1 主要国・地域の対外直接投資フロー(国際収支ベース)

(単位:100万ドル、%)

	93年	94年	95年	96年	伸び率	97年	伸び率	98年	伸び率	寄与度
米国	84413	80697	99481	92692	△6.8	109954	18.6	132829	20.8	4.8
カナダ	5711	9303	11490	12890	12.2	22057	71.1	26411	19.7	0.9
EU	95410	121054	160364	184280	14.9	223961	21.5	382136	70.6	33.3
英国	26811	34149	44464	35157	△20.9	63499	80.6	106734	68.1	9.1
ドイツ	15263	17258	39100	50773	29.9	41211	△18.8	87693	112.8	9.8
フランス	20605	24438	15824	30362	91.9	35484	16.9	40796	15	1.1
オランダ	12062	17676	20129	31518	56.6	28943	△8.2	39812	37.6	2.3
ベルギー・ルクセンブルク	4904	1371	11603	8026	△30.8	7713	△3.9	23272	201.7	3.3
スウェーデン	1471	6685	11399	5112	△55.2	12119	137.1	22371	87.1	2.2
フィンランド	1401	4354	1494	3583	139.8	5260	46.8	19392	268.7	3
スペイン	2652	3831	3650	5208	42.7	10042	92.8	18509	84.3	1.8
スイス	8764	10793	12210	16152	32.3	18005	11.5	14226	△21.0	△0.8
オーストラリア	2499	2472	3842	5851	52.3	6220	6.3	2464	△60.4	△0.8
日本	13834	18089	22508	23442	4.2	26059	11.2	24625	△5.5	△0.3
アジアNIES	6103	9678	12816	14788	15.4	14414	△2.5	11743	△18.5	△0.6
韓国	1340	2461	3552	4671	31.5	4449	△4.7	4799	7.9	0.1
台湾	2611	2640	2983	3843	28.8	5243	36.4	3836	△26.8	△0.3
シンガポール	2152	4577	6281	6274	△0.1	4722	△24.7	3108	△34.2	△0.3
タイ	233	493	886	931	5.2	390	△58.1	130	△66.6	△0.1
中国	4400	2000	2000	2114	5.7	2563	21.2	2634	2.8	0
中南米	7575	6255	7510	7302	△4.1	15598	116.6	15455	△0.9	△0.0
メキシコ	△110	1058	△263	38	-	1108	2815.8	1363	23	0.1
ブラジル	491	1037	1384	△467	-	1042	-	2721	161.1	0.4
世界	247425	284915	358573	379872	5.9	475125	25.1	648920	36.6	36.6
先進国	207378	242029	306025	349820	4.5	406668	27.2	594699	46.2	39.6
途上国	39756	42600	52089	58947	13.2	65031	10.3	52318	△19.5	△2.7

[注] ①世界、先進国、途上国および中南米の合計値はUNCTADの推計値。

②各国の数値はIFS(IMF)。ただし、台湾は現地統計、メキシコはWIR(UNCTAD)。

③EUおよびアジアNIESの合計値については、IFS、WIR、現地統計よりJETRO作成。

④アジアNIESは中国香港を除く。

⑤伸び率は前年比。

[資料] International Financial Statistics[1999]Nov.(IMF)、World Investment Report [1999](UNCTAD)、
現地統計よりJETRO作成を転載(JETRO[2000]2-3頁)。

表1-2 主要国・地域の対内直接投資フロー(国際収支ベース)

(単位:100万ドル、%)

	93年	94年	95年	96年	伸び率	97年	伸び率	98年	伸び率	寄与度
米国	52553	47438	59644	88978	49.2	109263	22.8	193373	77	18.1
カナダ	4749	8224	9319	9408	1	11466	21.9	16515	44	1.1
EU	80484	72200	115058	108800	△5.4	128575	18.2	230608	79.4	22
英国	15586	9208	20318	25783	26.9	37004	43.5	67481	82.4	6.6
オランダ	8513	7209	12082	14564	20.5	12675	△13.0	33346	163.1	4.5
フランス	20754	15799	23733	21872	△7.4	23045	4.9	27998	21.5	1.1
ベルギー・ルクセンブルク	10750	8514	10689	14064	31.6	12352	△12.2	20824	68.6	1.8
スウェーデン	3705	6269	14939	5492	△63.2	10271	87	19413	89	2
ドイツ	1946	1936	11986	5506	△54.1	10167	84.7	18712	84	1.8
スペイン	8144	9359	6201	6454	4.1	5556	△13.9	11392	105	1.3
フィンランド	864	1496	1044	1118	7.1	2128	90.3	10793	407.1	1.9
スイス	899	4104	3599	4373	21.5	5693	30.2	5488	△3.6	△0.0
オーストラリア	4032	4579	12801	5227	△59.2	7513	43.7	6255	△16.7	△0.3
日本	119	912	39	200	409.6	3200	1496.7	3268	2.1	0
東アジア	43759	53931	58461	67447	15.4	73789	9.4	68632	△7.0	△1.1
アジアNIES	6192	10735	10541	12141	15.2	14802	21.9	12856	△13.1	△0.4
韓国	589	810	1776	2326	31	2844	22.3	5416	90.4	0.6
台湾	917	1375	1559	1932	23.9	2248	16.4	222	△60.1	△0.4
シンガポール	4686	8550	7206	7883	9.4	9710	23.2	7218	△25.7	△0.5
ASEAN4	10052	9408	12070	15125	25.3	14751	△2.5	12025	△18.5	△0.6
タイ	1804	1366	2068	2336	13	3746	60.4	6941	85.3	0.7
マレーシア	5006	4342	4178	5078	21.5	5106	0.5	3727	△27.0	△0.3
フィリピン	1238	1591	1478	1517	2.6	1222	△19.4	1713	40.2	0.1
インドネシア	2004	2109	4346	6194	425	4677	△24.5	△356	-	△1.1
中国	27515	33787	35849	40180	12.1	44236	10.1	43751	△1.1	△0.1
中南米	20009	31451	32921	46162	40.2	68255	47.9	71652	5	0.7
メキシコ	4389	10973	9526	9186	△3.6	12831	39.7	10238	△20.2	△0.6
ブラジル	1292	3072	4859	11200	130.5	19650	75.4	31913	62.4	2.6
世界	219421	253506	328862	358869	9.1	464340	29.4	643887	38.7	38.7
先進国	133850	146379	208372	211120	1.3	273276	29.4	460431	68.5	40.3
途上国	78813	101196	106224	135343	27.4	172532	27.5	165944	△3.8	△1.4

[注] [資料] 表1-1に同じ。ただし、マレーシアの98年はWIR(UNCTAD)、メキシコはIFS(IMF)。

一方、対内直接投資の上位国を見ると、対外投資同様に米国が前年比 77.0%増という高い伸びを示し、1,934 億ドルと世界最大の投資受入国となった。つづく英国も同 82.4%増と大幅に増加して 675 億ドルだった。93 年以降、世界第 2 位の投資額を受け入れていた中国は、98 年には 438 億ドル(同 1.1%減)と投資額が伸び悩んで 3 位となった。以下、オランダ(同 2.6 倍増、333 億ドル)、ブラジル(同 62.4%増、319 億ドル)と続く。この結果、97 年に続き、対外・対内投資上位 5 カ国において、対内投資の中国とブラジル以外は全て先進国が占めた(表 1-4)。

こうした直接投資の大幅な拡大の最大の要因として、JETRO[2000]は、クロスボーダー(国境を越えた)M&A(merger & acquisition)の活発化、大型化をあげている⁸。90 年代半ばに顕著になった M&A は、年を追うごとに勢いが増している。それとともに M&A の大型化の傾向が強まっており、買い手、売り手とも欧米企業が主体となっている⁹。米国・EU 間の直接投資額は、97 年の 1,096 億ドルから 98 年には 2,245 億ドルと約 2 倍に拡大、98 年の世界の直接投資の 34.6%が米国と EU を行き交う投資によって占められている。96 年以降は EU の対米投資が米国の対 EU 投資を上回る状況が続いているが、98 年は EU 企業の活発な米国企業買収を背景に、EU の対米投資額が米国の対 EU 投資額の約 2.4 倍となり、その傾向がますます顕著となった(表 1-5)¹⁰。

表 1-3 世界の対外直接投資・上位5カ国

(単位:10億ドル、%)

表1-3 世界の対外直接投資・上位10カ国											伸び率		
順位	93年	94年	95年	96年	97年	98年	伸び率						
1	米国	78	米国	80.7	米国	99.5	米国	92.7	米国	110	米国	132.8	20.8
2	英国	26.6	英国	34.1	英国	44.5	ドイツ	50.8	英国	63.5	英国	106.7	68.1
3	フランス	20.6	フランス	24.4	ドイツ	39.1	英国	35.2	ドイツ	41.2	ドイツ	87.7	112.8
4	ドイツ	15.3	日本	18.1	日本	22.5	オランダ	31.5	フランス	35.5	フランス	40.8	15
5	日本	13.8	オランダ	17.7	オランダ	20.1	フランス	30.4	オランダ	28.9	オランダ	39.8	37.6

[注] ①国際収支ベース(フロー)。②伸び率は前年比。③日本は96年6位(234億ドル)、97年6位(261億ドル)、98年[資料] IFS(IMF)よりJETRO作成を著者改編(JETRO[2000]3頁参照)。

表 1-4 世界の対内直接投資・上位5カ国

(単位:10億ドル、%)

順位	93年	94年	95年	96年	97年	98年	伸び率						
1	米国	49	米国	59.6	米国	89	109.3	米国	193.4	77			
2	中国	27.5	中国	33.8	中国	40.2	44.2	英国	67.5	82.4			
3	フランス	20.8	フランス	15.8	フランス	23.7	英国	25.8	英国	37	43.8	△1.1	
4	英国	15.5	メキシコ	11	英国	20.3	フランス	22	フランス	23	33.3	163.1	
5	ベルギー	10.8	スペイン	9.4	スウェーデン	14.9	オランダ	14.6	ブラジル	19.7	ブラジル	31.9	62.4

[注] ①～②、[資料]とも、表 1-3に同じ。

表 1-5 米国-EU間の直接投資額の推移(国際収支ベース)

(単位:100万ドル、%)

	90年	91年	92年	93年	94年	95年	96年	97年	98年
米国 → EU	4230	17738	15300	37401	31228	48834	36181	48217	66460
前年比伸び率(%)	-	319.3	△13.7	144.5	△16.5	56.4	△25.9	33.3	37.8
EU → 米国	20836	11581	4274	36596	23015	35131	53071	61390	158029
前年比伸び率(%)	-	△44.4	△63.1	756.2	△37.1	52.6	51.1	15.7	157.4
米国EU間合計	25066	29319	19574	73997	54243	83965	89252	109607	224489
前年比伸び率(%)	-	17	△33.2	278	△26.7	54.8	6.3	22.8	104.8
世界の直接投資額合計(対外)	242389	198488	200918	247425	284915	358573	379872	475125	648920
欧米間直接投資の対世界シェア(%)	10.3	14.8	9.7	29.9	19	23.4	23.5	23.1	34.6

[注] ①米国-EU間の直接投資額はSCB、世界の直接投資額合計(対外)はWIR。

②EUは94年まで12カ国ベース、95年以降は15カ国ベース。

[資料] SCB(Survey of Current Business)(米国商務省)、WIR(UNCTAD)よりJETRO作成を転載(JETRO[2000]5頁)。

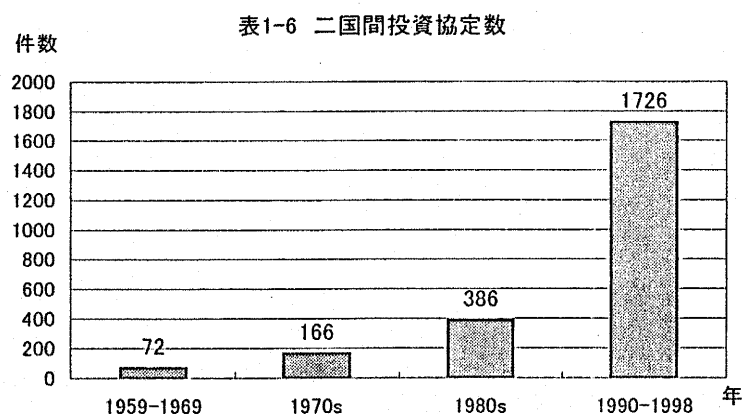
以上のことから、直接投資のフローが近年急増しており、また先進国間で行われている直接投資の額が極めて大きく、特に米国-EU間のフローが大きなシェアを占めることが分かった。このことは MAI が先進国を中心とする OECD で交渉が行われていたこと、そして、米国と EU 加盟国が大きな関心を示していたことと密接に関連していると考えられる。しかし、先進国間の直接投資が急速に拡大してきたといっても、その増加傾向は、近年、1990

年代になって見られるようになった特別な状況ではない。それにもかかわらず、なぜ、1995年以降に、MAIの交渉が開始されたのかは問題である。次項では、直接投資のフローが拡大する中で、それに対する制度面はどのように変化してきたのかを検討する。

2 投資協定の変遷

第2次世界大戦後、国際貿易機関(The International Trade Organization: ITO)を創設するという構想が持ち上がり、そこでは「国際貿易機関憲章」¹¹が採択されることになっていた。この憲章は、国際貿易に関するすべての分野において各国の規準となる原則を定め、これらの原則の実施を確かなものとするための国際貿易機関の設立を規定していた¹²。そしてそのITO構想の中には、貿易だけでなく、投資についての規定も存在していたと言われる¹³。しかし結局ITOは発効することなく、貿易に関してのみの規定である関税と貿易に関する一般協定(General Agreement on Tariffs and Trade: GATT)が出来上がり、当初のGATTの枠組みでは投資問題をカバーせずに終わった¹⁴。

投資は多国間の協定としては、結局規定されなかったのだが、その後、国際投資を規定するものとして、二国間で締結される二国間投資協定(Bilateral Investment Treaty: BIT)が出現する。これによって他国の領域における自国民の投資を規定する法的枠組みが設定され、1990年以降、BITの数は急増している。BITは1960年代から盛んに締結されるようになり¹⁵、1960年代に成立したBITが72件、70年代は166件、80年代は386件と徐々にその数は増えている。そして1990年から98年の締結数は1,726件と発表されており、90年代に入ってからBIT成立数の伸びは著しい¹⁶(表1-6)。



[資料]UNCTAD[1999]p.22より著者作成。

BITは当初、主に先進国と発展途上国の間で締結されていたが、その後、途上国と途上国、および先進国と先進国の間においても締結されるようになり、90年代に入ってから途上国間のBITが増えている¹⁷。このようなBITの急激な増加は、世界規模での包括的な投資の制度が存在しないことや、中東欧、中国、ラテンアメリカ、旧ソビエトおよびその継承国との間で協定が締結されるようになったことが要因として考えられている¹⁸。

日本は、1977年にエジプトとの間で初めて二国間投資協定を締結した¹⁹。その後82年にスリランカ、88年に中国、92年にトルコ、97年に香港・バングラデシュとBITを結んだ。日本が締結したBITは、現在のところ、この6件にすぎない²⁰、ドイツの123件を筆頭に、欧米諸国は数多くのBITを締結しており、諸外国が締結しているBITは総計で

1,160 件にもものぼる²¹。

BIT の締結数の増加、締結国の変化とともに、BIT のアプローチも変化してきている。アプローチの変化は、多国間投資協定が提案された理由・背景と大いに関係があると考えられるので、本節第 3 項において述べる。

BIT が締結されるようになると同時に、地域レベル、多数国間での投資協定が締結されるようになった。BIT では、適用地域が 2 ケ国に限られるため、制度が異なる複数国に投資する場合には手続きが煩雑になってしまう。これを回避するために、地域レベル・多数国間での投資協定が策定されたのだが、これらは、外国投資のみをカバーする取り決めと、経済協力ないし経済統合を目指すルール of 広範な枠組みの中で外国投資に関する規定を包含しているものの 2 種類に分類することができる²²。前者の例としては、OECD の「資本移動の自由化に関する規約」および「経常的貿易外取引の自由化に関する規約」、「メルコスール域内の投資の促進及び相互保護に関するコロニア議定書」や「APEC²³非拘束的投資原則」が挙げられる。また後者の例としては、「北米自由貿易協定(NAFTA)²⁴」や「欧州エネルギー憲章条約(ECT)²⁵」が挙げられる。

国際機関による多数国間の投資についての法的枠組みとしては、1992 年に世界銀行で採択された「外国投資の待遇に関するガイドライン」や 1995 年に発効した WTO 協定の附属書 1A の中に含まれている「貿易に関連する投資措置に関する協定(TRIM)²⁶」、附属書 1B の中に含まれている「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)²⁷」が挙げられる。これらについては第 2 節において MAI との比較の上で考察する(表 2-2)。

3 投資協定のアプローチの変化

BIT が 1990 年代になって、急増したことは先に述べたとおりだが、BIT 締結の目的が変化してきていることについて本項で述べておく。結論を先取りすれば、従来、投資母国からの投資について、受入国が採用しないように投資の保護を行うことを目的として BIT が締結されてきた²⁸。しかし、1980 年代から、投資の保護ではなく、投資の自由化、つまり受入国側が他国から投資を受入れ、本国と差別なく同じ待遇(内国民待遇)にし、それを妨げるような規制を撤廃するように求める BIT を締結するようになったのである。投資協定のこのような締結目的の変化は BIT 以外の、地域レベルや国際機関レベルでの投資の取り決めにおいても同じような動向が見られる。

従来、BIT は、当該国の国内法に従うことを条件として、相手国の国民および企業による自国の領域への投資を受け入れるよう求めるものであった。つまり、外国の投資の受入に関する規定が BIT に挿入されたとしても、受入国は国内法で定められている外国投資に関する差別的な種々の権限、条件をそのまま維持することができたのである。

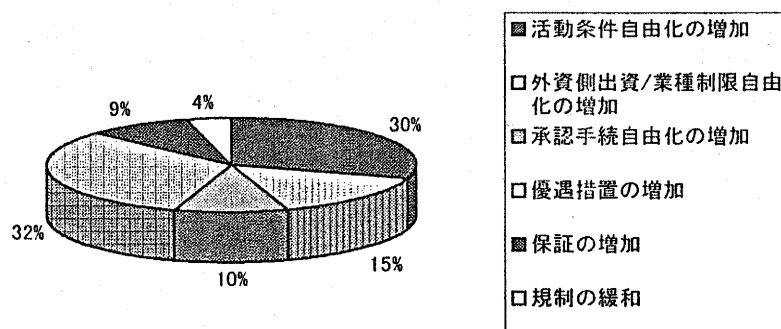
それに対して、1980 年以降に締結されるようになった BIT は、異なったアプローチをとっている。これらの協定は、投資の受入とその後の待遇の双方に関して、最恵国待遇と内国民待遇を適用することが法的義務となっている²⁹。つまり、受入国側の国内法がどうであれ、外国人投資家に対する差別的な措置、慣行、待遇は法的に認められないのである。それらを漸進的に削減・撤廃すること、すなわち、投資の自由化を法的原則とする協定が、1980 年代以降に締結されるようになった新しいタイプの BIT のアプローチである(表 1-7, 1-8)。

表1-7 90年代の直接投資に関わる制度変更

	91年	92年	93年	94年	95年	96年	97年	98年
投資に関わる規制を変化させた国数	35	43	57	49	64	65	76	60
規制の変更数	82	79	102	110	112	114	151	145
自由化または投資促進的な変更	80	79	101	108	106	98	135	136
規制の方向への変更	2	0	1	2	6	16	16	9

[資料] WIR(UNCTAD)、JETRO[2000]33頁より筆者作成。

表1-8 法令上の変化のタイプ(1995年)



[資料] 櫻井[1997]528 頁を参考に筆者作成。

このような BIT のアプローチの変化は、BIT 締結国の変化と無関係ではない。ヨーロッパ諸国が米国以外の国と締結した BIT の規定は、一般には締約国が外国投資を推奨・促進する約束とともに、自国の法令に従って外国投資を許可することを定めている³⁰。つまり、実際には、外国投資の許可は受入国が国内法に定める法令にしたがって行われることになるのであって、それ以上の具体的な義務が課されているわけではない。投資を受け入れるか否かは、基本的に受入国の主権裁量に委ねられる問題だという伝統的な原則に基づくものであり、投資国側からは強制をすることができないのである。

このように、ヨーロッパ諸国の締結した BIT においては、外国投資の受入について、各国の管理規制に従うことを認める一方で、受入を許可された投資については、保護をどのように求めている、重点は投資の保護にあったと言われている³¹。

他方、ヨーロッパ諸国より遅れて BIT を締結するようになった米国は、1982 年にエジプトとの間で最初の BIT に署名した³²。米国が締結した BIT は、外国投資の受入または設立の自由を原則とし、それに対する制限を例外とするという、自由主義的アプローチをとっている³³。そのため、米国の BIT はヨーロッパ諸国の BIT のように、条約の目的を投資の保護に限定するのではなく、相手国市場への投資家の自由な受入・参入を相互に認めるという原則を定めている。受入自由の原則は、締約国は他の締約国の国民・会社の投資の受入・設立に対して内国民待遇または最恵国待遇のうちいずれか、より有利な待遇を与えるという規定によって定められている³⁴。また、留保による例外も認めており、投資自由化を求める投資母国と、投資の促進を求めながらも、自国産業の保護を必要とする受入国との間の利益のバランスを図っているといえる。このようなアプローチの BIT は、投資の流れを

阻害または歪曲するような政府の措置、つまり規制を撤廃・削減し、市場の力によって投資の流れを決定させる国際システムを策定しようという意図があらわれており、多国間投資協定構想の基本概念的萌芽がここにあるといえる。

第2節 多国間投資協定

1 交渉の経緯

第2次世界大戦後、国際経済は一貫して自由化を推進してきた。多角主義での自由化の流れは、GATT体制下での「モノの自由化」からWTO/GATS(サービス貿易に関する一般協定)下での「サービスの自由化」へ、そしてWTO/TRIM(貿易関連投資措置)協定およびエネルギー憲章条約³⁵での「投資の自由化」へと進んできている。しかし、TRIM、エネルギー憲章条約は分野や対象国が限定されたものであり、自由化を確保する投資についての国際的規範は、モノやサービスに比べて立ちおけている。

経済が急速に発展し、企業活動がボーダレス化している中で、貿易については1995年、WTOが発足し、包括的な国際規範をもつ国際組織ができあがった。WTOはGATTが規定していた財のみの協定ではなく、サービス貿易・知的所有権・貿易関連投資などの分野にまで協定の範囲を拡大した。

現在の世界経済にとって国際通商とならんで重要な要因である国際投資についての包括的な法的枠組みがまだ存在していないことから、近年「貿易と投資」についての協議がWTO内で行われるようになった。そしてまた、OECDの閣僚理事会においても、1995年5月から、国際投資の自由化を目的とするMAIの策定交渉が開始された³⁶。OECDはこの時、1997年5月の閣僚理事会までに多国間投資協定を策定することを目指して交渉を開始する、という旨のコミュニケを発表し、交渉グループを設置している。しかし、交渉の内容は1997年1月まで公表はされなかった。交渉は難航し、当初設定された期限内にはまとまらず、さらに交渉が1年延長された。だが、1年後の1998年4月になっても交渉は妥結せず、OECD閣僚理事会は、交渉期限を新たに設定せずに交渉を6ヶ月間中断させた。その後10月にフランスが交渉への参加拒否を表明し³⁷、それを受けて公式協議は再開されず、12月にOECD事務局が交渉決裂に関する短い声明文を出してMAI交渉は幕

表2-1 MAI交渉の経緯

年	月	事項
1993	12	ウルグアイ・ラウンド妥結、貿易関連投資規制の段階的撤廃を合意
95	1	WTO発足
	5	OECD閣僚理事会がMAIの作成を宣言
	9	MAI交渉の開始
96	12	WTO閣僚会議が国際投資ルール作りの検討開始を決定
	3	途上国向けMAIセミナー開催(香港)
	12	WTOにおいて国際投資ルール策定作業が断念される、NGOによるMAI批判の声が高まる
97	5	MAI交渉期限を1年延長
	10	OECDがMAIに関するNGOとの対話を開催、世界のNGOが「MAI反対キャンペーン」を開始
	11	MAIに関して日本政府と日本のNGO間の協議が行われる
	12	OECD本部前でNGOによるMAI反対デモ
98	2	日本で「MAIにNO!キャンペーン」開始
	4	OECDがMAI交渉の半年間凍結を宣言
	9	日本外務省が民間人向けにMAI説明会を開催
	10	MAI交渉再開、フランスが交渉離脱を表明
	12	OECDが交渉打ち切りを発表

[資料]著者作成。
を閉じた(表2-1)。

2 協定の概要

MAI とは、「国際投資に関する広範な多数国間の枠組み」であり、内容面では、投資自由化、投資保護、紛争処理を3本柱とし、すべてのOECD諸国ならびにOECD非加盟諸国に開放される予定であった。そして協定の目的は、製造業とサービス業における投資先の選定と投資条件、為替や株式・債券など金融商品の取引、土地所有権や天然資源の取得など、まだ未着手の分野に規制緩和プログラムを拡大することにあった³⁸。

投資自由化とは、MAI締約国に自由化義務を課すことであり、MAIでは、内国民待遇(national treatment)、最恵国待遇(most-favored-nation treatment)、透明性(transparency)の3原則を基本原則に据えることで当初から一致していた。

投資自由化の具体的措置としては、MAIでは、幹部人員を入国させる義務(キーパーソン)、投資家に特定の義務を課すことによって投資受入国が利益を受けることを禁止すること(パフォーマンス要求禁止)等が挙げられる予定であった。

投資保護では、国家による外国投資家財産の収用についての補償、利益や補償金等の送金の自由が中心的な規定とされ、内容については交渉当初からおおむね一致があった。これは、前節で述べたとおり、従来から投資協定の目的が、投資保護を主眼とするものであったからである。

紛争処理は、WTOの紛争解決手続の成功を受けて、MAIでも主要な条項と位置づけられ、当初から、国家相互間の紛争処理手続に加えて、投資家対国家の紛争処理手続が設けられることになっていた。

またMAIは、OECDで交渉がなされていたが、当初から条約の適用範囲をOECD加盟国に限定する意図はなく、OECD非加盟国をも締約国に招き入れて、世界規模の国際経済体制にすることが目指された。この点は、国際通貨基金(International Monetary Fund: IMF)でも、MAIに平仄を合わせて、資本勘定の自由化を各国に義務づけるための作業が進められていたことから間接的に示される³⁹。

1998年4月に発表されたMAIの最終草稿は、同じ項目にいくつもの協定文案が並列されている状態であり、交渉が難航していたことが分かる。しかしその草案は、交渉過程がほとんど公表されなかった中で、貴重な資料である。ここでは、主な論点、最後まで合意が得られず、交渉決裂に導いたと思われる点を取り上げる⁴⁰。

① 協定の範囲及び適用

投資とは、投資家が直接または間接に所有しまたは支配するすべての種類の資産を意味する、と定義されている。

② 投資家と投資の待遇

この章には投資の自由化に関する規定が含まれている。

・ 内国民待遇・最恵国待遇

投資の設立・取得に対して内国民待遇及び最恵国待遇のうち、有利な待遇を与えることが規定されている。設立前の内国民待遇付与については、OECD加盟国内でも、大いに議論をよんだ。なぜなら、内国民待遇を与えることによって投資前における外国投資に対する差別的な制限や条件を削減・撤廃し、投資の自由化を進めなければならないからである。また、上記のような条約義務に対しては留保が認められており、条約義務に適合しない現行措置を留保して付属書(国別留保一覧表)に記載することが想定されている。このような留保制度を採用して、条約義務に適合しない現行措置を適用除外にすることと新規の、あるいはより制限的な措置の導入を禁止すること(スタンドスティル)の必要性については合意さ

れている。スタンドスティルは内国民待遇や最恵国待遇義務に適合しない現行の措置を現状に凍結するものであるが、それにより自由化のプロセスの出発点となるものである。さらに、一定の猶予期間を経てそのような措置を段階的に削減あるいは撤廃すること(ロールバック)が求められている。

内国民待遇と最恵国待遇、そして留保項目にはスタンドスティルとロールバックを用いることにより、未曾有のハイレベルな投資自由化を MAI が目指していたことがわかる。加盟各国政府に対し、外国企業を地元の企業と同等に扱うことを求める内国民待遇は、自国の幼稚産業保護や、中小企業保護などを実施不可能にさせてしまうのである。

- ・ 透明性

透明性とは、条約義務に適合しない現行措置の内容を透明にするために、締結国は協定の運用に影響を及ぼす法令、手続、行政決定裁判判決および国際協定を公表し、かつ入手可能にするというものである。これもまた投資の自由化実現方法の一つである。

- ・ 特別項目

この項目には、パフォーマンス要求(Performance Requirements)、民営化、基準低下の禁止(環境および労働)などの規定があるが、ここでは特にパフォーマンス要求について触れる。

外国からの投資に様々な条件を課すこと(パフォーマンス要求)は、絶対的に禁止され、例外は認められない。パフォーマンス要求の中には、一定比率のローカル・コンテンツ(製品価値の一部は現地から供給されたものでなくてはならない)の要求、一定比率の財やサービス輸出の要求、輸出入均衡の要求、合併の要求などが含まれる。

- ③投資保護

ここでは収用と補償、紛争からの保護、送金などについての規定があるが、特に収用および補償についての規定に触れる。

締結国政府は、妥当な公共目的などの場合を除いて自国内にある他の締結国の投資家による投資を収用、国有化してはならないし、それと同様の措置をとってはならない。そして、その私有財産を収用する場合には十分な補償をする必要がある。

- ④紛争解決

ここでは、国対国の紛争手続きと投資家対国の紛争手続きとが規定されている。MAI では多国籍企業に対し特別の投資家、つまり国家としての係争手順を認めることになっており、すなわち企業は、関係国政府に対して直接訴訟を起こし、必要に応じて損害賠償を請求できる。しかし、逆に関係国政府が多国籍企業を告訴するような権限は、MAI では容認されない。

- ⑤最終規定

ここでの規定の中で、特に興味深い規定は「脱退」である。締結国はその協定実施から5年目以降に文書による通告を持って脱退することができる。脱退通告から15年間はその時点で存在する投資に対して義務を負うものとする。すなわち MAI に加盟すると、少なくとも20年間は事実上抜け出すことができないという規定になっている。MAI の原形であるといわれている NAFTA の場合など、加盟国は6ヶ月の予告期間でもって協定から脱退できることになっているのに対し、MAI からの脱退の厳しさは例外的であるといえる。

以上、多国間投資協定についての概要について、特徴的なものを取り上げながら考察した。基本的には MAI のねらいは、投資の受入国や受入国政府に対して外国投資家の権利を保護・促進することにある。そのことについて次のような指摘もある。MAI は、多国籍企業

のための「権利の章典」と言われている。つまり、先進諸国に拠点を持つ一握りの多国籍企業が、国境を越えた事業活動を現地において何らの拘束や規則を受けることなく、利潤の最大化をはかって自由に遂行できるようにする法的枠組みがMAIなのである⁴¹。

3 OECDの他の制度との比較

OECDでは、発足当初から投資に関する国際規律作りが行われてきた。その具体的な成果は、「資本移動の自由化に関する規約」(資本移動自由化コード)(1961年12月12日採択)および、「国際投資および多国籍企業に関する宣言」(1976年6月22日採択)中の内国民待遇保障規定と「内国民待遇に関する理事会決定」からなる内国民待遇インストラメントである(表2-2)。

表2-2 多国間投資協定の枠組みの比較

	OECD コード	WTO TRIM	WTO GATS	ガイドライン	拘束投資 原則	MAI
法的拘束力	有	有	有	無	無	有
投資関連制度・法の透明性	有	有	有	有	有	有
投資の待遇						
[自由化]						
パフォーマンス要求の禁止または最小化	有①	有	無	有	有	有
優遇措置の禁止または最小化	有②	有③	無	有	有④	有
最恵国待遇	有	有⑤	有	有	有	有
内国民待遇	有⑥	有	有⑦	有	有⑧	有
[保護]						
送金の自由	有	無	無	有	有⑨	有
収用時の補償	無	無	無	有	有	有
紛争処理	無	有	有	有	有	有

[注] ①「国際投資と多国籍企業に関するOECD宣言」 ②①に同じ。ただし、透明性の要求のみ。

③TRIMで禁止されたパフォーマンス要求に関連したもののみ。④環境、健康、安全の侵害に関わる優遇措置。

⑤対象となっているパフォーマンス要求は投資母国を問わず禁止。⑥①に同じ。

⑦段階的に実施。⑧ただし国内法を優先。⑨自由化実施をうたっている。

[資料] World Investment Report [1996] (UNCTAD), Survey of Impediments to Trade and Investment in the APEC Region [1995] (PECC), JETRO[1997]頁より筆者改編。

資本移動自由化コードは、OECD加盟国に資本移動の制限除去(自由化措置)を法的に義務付ける投資の自由化措置である。ただ、「資本移動」という観点からの規律であるため、投資後の待遇を保障するものではなく、また自由化措置の例外業種は各国の申し出がそのまま受け入れられた。前者の点を補足するのが、1976年に多国籍企業行動指針と同時に作成された内国民待遇インストラメントである。これは、外国人・外国企業に内国民待遇を付与すべきことを規定するが、内国民待遇を保障するという原則だけを述べた勧告にすぎず、加盟国に実体的な義務を課すものではない(内国民待遇付与の例外通報等の手続きのみ法的な義務とされた)。

これに対して、第1に、MAIは形式的に資本移動を自由化することを義務づけるだけでなく、投資後の待遇についても加盟国に詳細な措置を法的に義務付けて、投資を促進するための幅広い枠組みの形成を目指そうとするものであった。

第2にMAIの交渉では、当初からスタndsスタイル(現状凍結)とロールバック(自由化交渉)を原則としたいという提案があり、前者のスタndsスタイルは早くから是認され、後者のロールバックについても、MAI作成段階で自由化交渉を行うかどうかについては議論が分かれていたが、将来に自由化交渉を行うことは一致があった。つまり、投資自由化のために、GATT/WTOの多角的交渉に匹敵するものを設定しようとしたのである。他方、資本移動自由化コード上で義務が免除される留保業種や、内国民待遇が与えられて

いない事項については、それぞれの文書中の通報制度等を通じて、緩やかに留保業種の削減や内国民待遇の拡大が目指されてきたが、これらは GATT/WTO の多国間交渉と比較できるような強力なしくみではなかった。

第3に、実体規定が法的拘束力を持たない内国民待遇インストラメントを別にすれば、加盟国を法的に義務づける資本自由化コードにおいても、国家間の通報協議手続きはおかれているが、MAI のような客観的な紛争処理手続きはない。つまり、OECD 加盟国に義務の実施を厳しく迫るメカニズム・紛争処理機関は今のところないのである。

このように MAI は、従来の OECD の投資保障の枠組みを、実体的にも、また手続的にも強化しようとするものである。

4 各国の意図

①日本

日本は、スリランカ、エジプト、中国、トルコ、香港、ロシア、バングラデシュと BIT を締結している。しかしこの数字はかなり少ない⁴²。投資条約を増やしたい日本は、二国間協定と比べて多国間協定にある次のような利点をみて、MAI に積極的になっていたのではないかと考えられる。まず第1に、多数国間条約に加盟するとその大枠の中で二国間協定が締結され、関係各国はいっそう充実した投資の自由の確保と投資の保護・保障を得ることができる。第2に、特定の先進国と開発途上国との間では存在した個別事情や力関係が多数国間会議の場では薄められ、かえって条約を成立させやすくなる。第3に多数国間で定められた条約は、各国に対する拘束力が強く、投資の自由と投資の保護保障の効果がいっそう大きくなるという期待を抱かせる。

②米国

米国はよりいっそうの投資の自由化を推し進めるべく、OECD での交渉を強く希望し、WTO など途上国を含めた場での交渉をしたがらなかった。このような方針は、前節で述べた BIT の米国のアプローチと何ら異なるところはない。レーガン政権のもとで、パフォーマンス要求排除のための法的措置を二国間及び多国間のレベルで講じることを決め、BIT に規制撤廃の規定を盛り込み、OECD・国際連合・世界銀行などの国際機関にも働きかけた。特に GATT ではイニシアティブを取り、パフォーマンス要求を貿易関連投資措置 (TRIM) と名称を入れ替えて、その撤廃のための協定を作成し、実施しようとした⁴³。ブッシュ政権においては、OECD において米国のイニシアティブで、投資に対するオープンで無差別な待遇に対する多国間コミットを強化する道を模索している、との対外直接投資政策を 1991 年 12 月に発表している。櫻井[1997]は、米国の意図は、BIT の締結数を増やしてパフォーマンス要求を排除し、投資自由化をすすめることであり、GATT/WTO はあくまでも BIT のネットワークを補強するものにすぎない⁴⁴、としている。なぜならば、WTO/TRIM よりも BIT におけるパフォーマンス要求の撤廃のほうが、より自由化のレベルが高いからである。そしてまた、TRIM やパフォーマンス要求の解釈を拡大しようとしている。しかし、実は米国自身が投資受入国としては、パフォーマンス要求を数多く講じてきており、MAI が成立すると、その義務が自国にまで回ってくるという矛盾も抱えていた。

③EU

WTO において、途上国をも含めて交渉を進めるべきだと主張し、先進国内だけで自由化を推し進めてしまうことに異議を唱えていた。他地域に比べて MAI に反対する市民活動が

活発で、EU 及び各国政府の参加の下に NGO との協議が開催されていた。

OECD での交渉過程では特にフランスが積極的に例外事項を作成することを主張し、多くの例外を列挙した。例外事項についての妥協の調整がつかず、フランスが 1998 年 10 月に不参加を表明すると、英国もそれに追随した。またドイツは EU の閣僚理事会に対し、協定の早期締結を目指し、MAI 案の内容を削減するように提案していた。

④ 途上国

MAI は OECD で交渉が行われたため、基本的に途上国は交渉に参加していない。当初、多国間投資協定は WTO で話し合われはじめたが、貿易自由化だけでなく、投資までさらなる自由化が進むことを危惧した多くの途上国が WTO で投資の自由化交渉を行うことに反対した。MAI は OECD で交渉がなされているが、当初から条約の適用範囲を OECD 加盟国に限定する意図はなく、OECD 非加盟国をも締約国に招き入れて、世界規模の国際経済体制にすることが目指されていた。MAI 交渉に関心を持っている国はオブザーバーとして参加することができ、実際に、ラテンアメリカ諸国と一部東欧諸国は参加していた⁴⁵。だが多くの途上国は参加せず、アジアの開発途上諸国の中には MAI の内容に批判的な国もあった。

MAI に対する各地域の反応を叙述したが、もちろん各国内にはそれぞれ、MAI に賛成する集団と反対する集団が存在する。それゆえ、上記のような分類だけで MAI に対する反応を叙述することは適当ではない。協定交渉に参加していた OECD 加盟国間での確執、各加盟国内での確執の他に、MAI への参加を認められていた OECD 非加盟国や超国家的な組織の MAI に対する反応も検討する必要がある。交渉は、投資自由化の速度・順序・方法に関して、各アクターの意見の差異をまとめられなかったからこそ失敗したと考えられる。次節では超国家的な組織とそれらを含めた自由化に対する各アクターの考えについて検討を加える。

第 3 節 交渉決裂要因とグローバリズム

MAI 交渉は、1995 年に始まり、1998 年の 12 月に交渉が決裂して終了した。OECD 事務局は交渉断念の理由として短い声明文しか発表していないが、次の 2 点が交渉決裂の理由であったと報じられている⁴⁶。第 1 に、NGO が猛反発し、大規模なキャンペーンを行ったこと、第 2 に、フランスが他国の有力企業進出に伴う自国文化への悪影響などを理由に 1998 年 10 月に開かれた MAI 交渉への参加を拒否し、加盟国間での足並みがそろわなくなったことである⁴⁷。この 2 つの反対勢力は密接に関連しており、それらの相互作用によって MAI は決裂したと考えられる。本節では、それぞれがどのような理由で MAI に反対したのかを検討し、グローバル時代のスタンダードとなるはずだった投資についての包括的な枠組みの交渉決裂要因と、制度構築過程におけるアクターについて考察する。

グローバリゼーションは、抽象的な真空の中で展開されるのではなく、それが構成される具体的な場を持ち、そこではグローバルな組織や制度が作られる。制度は倫理的、社会的、文化的、自然的な諸条件が相互に交錯してつくりだされるもので、経済の発展段階に応じて、また社会意識の変革に対応して常に変化する⁴⁸。制度構築の過程においても、制度が出来上がった後の管理過程においても、制度によって影響を受けるアクターがその両過程にどのように参加することができるのかが重要な問題になる。各アクターが制度構築過程、制度運営過程にうまく参加できなければ、制度はうまく参加できているアクターによって歪められ、制度によって影響を受け、義務を負うにもかかわらず十分な権利が主張で

きないアクターが存在するようになる。社会全体にとっての共通の財産として管理され、社会の安定性確保のために運営されるはずの制度は、各アクターの不平等な参加によって、その役割を十分に果たしえなくなる。問題なのはそのアクターが自発的に参加しないのではなく、他のアクターによって意図的に排除されたり、そのアクターが参加する術を知らなかったり、場を与えられていなかったりすることである⁴⁹。

本節では、国際機関での交渉時におけるアクターである国家、国家を構成する市民、新たなアクターとして近年注目を浴びている NGO について取り上げる。そしてそれらが MAI 交渉時においてはどのような役割を果たしていたかを考察する。

1 NGO の活動⁵⁰

1995 年から OECD において交渉が開始されていた MAI は、1997 年 1 月まで、交渉の内容は明らかになっていなかった。しかし、1996 年 4 月に多国籍企業の連合体である「国際商工会議所」(International Chamber of Commerce: ICC)が発表した「投資に関する各国間協定」という報告は MAI と類似しており⁵¹、日本においても、日本機械輸出組合が、通商産業省から委託を受けて「平成 7 年度(1995 年度)進出日経企業活動実態調査研究(貿易・投資の自由化の実態と多国間投資協定)」という報告書を、1996 年 3 月に発行している⁵²。このことから、企業が政府の通商代表団や交渉そのものに直接かわりを持ち、様々な提言をしてきた一方、一般市民や NGO には何も知らされていなかったということが分かる。

1997 年 1 月に多国籍モニター(Multinational Monitor)という NGO がインターネットのサイトに MAI 草案を掲載すると⁵³、カナダの環境 NGO を中心として MAI 策定への反対運動が急激に高まった⁵⁴。そして、1997 年 10 月末には NGO の要請に応え、OECD が MAI に関して NGO と協議を行った。NGO はそこで世界 67 カ国、560 団体が署名した共同声明を発表した⁵⁵。声明の中には、MAI の内容と交渉プロセスに関するそれぞれ 4 つの要請が含まれている(表 3-1)。この声明は、1998 年 2 月には世界 70 カ国、600 団体以上の NGO が署名を行い、再度発表されている⁵⁶。

表3-1 MAIに対するNGO共同声明(要約)

内容	
1	MAIの社会、環境、開発に与える影響について、市民参加の下で独立のアセスメントを実施すること
2	投資家に対し、環境、労働、健康、安全、及び人権基準について規定する法的拘束力のある協定を遵守するよう要求すること
3	投資家が国家を提訴できる紛争処理メカニズムを削除し、地域住民、先住民を含む市民社会が投資家にアカウンタビリティを果たさせることを保証する、民主的かつ透明なメカニズムを設置すること
4	MAIは投資家の投資への補償について、国家主権を侵食する領域に踏み込んでいる。MAIにおける収用の拡大解釈を避けるため、収用に関する条文を削除すること
交渉プロセス	
1	市民の意見聴取を行い、すべての国の協定への参加を保証するための時間を確保すべく、MAI交渉を停止し、交渉期限を延長すること
2	協定案及び各国の留保項目を一般公開し、交渉の透明性を確保すること
3	公式交渉には外務、商務、財務担当省庁だけでなく、他省庁、議会からの参加も認めること
4	協定の脱退条件についての条項を見直し、協定からの脱退をより容易に短時間で行えるようにすること

[資料]Joint NGO Statement: drafted 21 October 1997より筆者作成。

MAI に反対した人々が問題にした規定は、①進出外資への徹底した内国民待遇の保障、②投資に対する絶対的自由の保障、③外国投資家に相手国政府を直訴する損害賠償請求権

の付与、④外国資本への逆差別の奨励、という点に集約される⁵⁷。これらの規定からは、投資家と比較して投資受入国政府の義務の増大、急速な自由化に伴う途上国の経済発展への悪影響、国家機能の大幅な削減という問題が必然的に発生すると考えられるからである。

とりわけ、MAI 規定のうち NGO が反対したのは、次の 3 点である。第 1 に、いったんこの MAI を批准すると、少なくとも 20 年は事実上抜け出すことはできない、という規定である⁵⁸。事実上 20 年というのは「締約国はその協定実施から 5 年目以降に文書による通告をもって撤退することができる。撤退通告から 15 年間はその時点で存在する投資に関して義務を負うものとする」という規定から考えられる年数である⁵⁹。

第 2 に、従来の国際協定では、協定違反などの紛争の際、ある国が他方の国を相手に提訴できるという規定であったのに対して、MAI ではそれに加えて投資家(企業)が国(投資受入国)を相手に提訴できるという規定が含まれていたことである⁶⁰。MAI 以前にも、NAFTA において、投資家対国の紛争が規定されており⁶¹、実際にアメリカ企業(エチル社)によってカナダ政府が提訴されるという事件が起きていた⁶²。NGO は MAI が NAFTA と同じく、企業が国を提訴できる一方で、国は投資家を提訴する権限をもっておらず、投資家側に一方的に有利な条項を含んでいるとして批判をしていた。1998 年 7 月、カナダ政府がエチル社に提訴された件について、カナダ政府が敗訴し、13 万ドルの賠償金をエチル社に対して支払うという判決が出されると、NGO の MAI 反対運動はいっそう激しくなった。

第 3 に、投資の「収用」について拡大解釈されていることである。MAI では収用規定(takings rule)というものが設けられており、この規定では、関係国政府は「十分な補償」や「妥当な公共目的」なしには私的財産を収用してはならないとされている。投資の「収用」についての拡大解釈というのは、投資受入国政府が投資家の財産を収用または「それと同様の効果をもつ措置」を実施した場合、投資家への補償を義務付けているのだが、その際、投資設立後だけでなく、投資設立前においてもその規定を適用するというものである。つまり投資受入国が環境保護や、雇用確保のため、何らかの投資制限的な措置をとっていた場合、投資設立前においても、投資家側は「収用」を理由に投資受入国の政府を相手に損害賠償請求を行うことができるのである。ある国に公害防止法が存在しており、投資家が投資をする際その法律が存在していることによって、追加的な費用を負担しなければならない場合、公害防止法のその企業への適用は「収用」とみなされるのである。この具体例として NAFTA での紛争事例(エチル社対カナダ政府)を挙げた⁶³。

前節で述べたが、MAI での投資の自由化規定と、それに伴う投資受入国内の規制緩和も重要な問題であった。スタンド・スティル、ロール・バック、パフォーマンス要求の撤廃といった規定による投資の自由化の推進は、国内の産業保護、環境保護、雇用確保といった政策とは相容れない。経済発展途上にある国はもちろん、先進国にも悪影響を及ぼす可能性があると考えられる。また MAI の規定を直接批判するのではなく、グローバル化による慣習・文化・伝統の崩壊に焦点を当て、その中で MAI をグローバル化の象徴と解釈して批判し、反対運動に加わった NGO も数多くある。1997-98 年の MAI 反対運動と、1999 年末の WTO シアトル会議前後の WTO への抗議活動には、多くの NGO が参加し、その連帯と政策決定への影響力は広く知られるところとなった。しかし、MAI 交渉は NGO が反対運動を活発に行ったから失敗に終わったのではない。NGO はある一定の影響力をもつアクターとして認知されるようになってきたが、まだこの組織は国際機関で交渉に参加する正当な権利をもちえていない。それではなぜ、MAI 交渉が決裂に終わったのか、第 2

項・第3項ではもう1つの理由として挙げられているフランスの交渉離脱について述べ、グローバル化の中での国家とNGOの役割について考察する。

2 国家の役割

1998年10月、フランスのジョスパン首相は、「MAIは国家主権を著しく侵害する可能性があり、交渉の概念自体に問題がある」と述べ、MAI交渉からの離脱を宣言した⁶⁴。フランスの交渉不参加に続いてカナダ、イギリス、オーストラリアも離脱を表明した。

MAI交渉においては、新しくつくられたレジームによって、国家の機能がどのように変化するかという問題が交渉の1つの焦点となっていた。MAIの規定にしたがって投資を自由化する際、投資批准国には必然的に規制緩和の義務が負わされる。規制緩和は、経済発展に対してプラスの影響だけでなく、マイナスの影響を与える可能性がある。マイナスの影響として特に、環境・雇用・文化の分野での規制緩和が問題になった。当初、MAIはそれらの分野にも例外なく自由化規定を適用するとされていたが、市民のMAIに対する抗議活動が激化するにつれて、各国政府は、様々な留保条件を提案するようになった⁶⁵。その結果、OECD事務局に各国から大量の留保条件が提出され、その適用除外条件の多さは、MAIを作り上げるのに大きな障害となった。各国が、自国の産業を保護するために例外条項を申し立て、それを譲らなかったため、1つの協定として成立させることができなかったのである。

また自由化と関連して、国家の役割の縮小という問題が生じてくる。国内の規制の緩和によって、国家が果たしていた機能は、国家以外の機関や団体へと拡散し、国家がもっていた権力は市場に移りつつある⁶⁶。しかし、国家の機能は、衰退の一途をたどっているわけではない。Sassen[1996]は、経済的グローバリゼーションが単に国民国家の重要性の衰退をもたらしたとするのは適当ではないと述べている⁶⁷。そしてグローバル化とともに国民国家も様々な面で変型してきている。変型の例として次の2点を挙げている。第1に、経済的グローバリゼーションが、他の多くの省庁を弱体化しながらも、国民国家のある種の構成要素、とくに財務省のような国際的金融機能と結び付いた省庁を強化してきたことである。第2に国民国家のある構成要素がグローバル経済の装置と統治に関与する限りにおいて、市民にはグローバル経済に対して権力を行使する余地が残されていることである⁶⁸。本節では、この2番目の点に注目する。

国際交渉への参加は国家単位で行われており、人々の異議申し立ては、国家というパイプを通じて国際機関に反映される。国家は次第にその機能を失いつつあると言われているが、MAI交渉などの多国間ルールの策定時には、国家は国内の市民の声を国際機関に伝達するという重要な機能を果たしており、その意味では決して国家の役割は衰退してはいない。国家はいまだに制度構築においてはもっとも重要なアクターなのである⁶⁹。

しかし、近年、NGOの出現によって国際交渉のあり方に変化が見られる。NGOの存在・活動が少なからず国際交渉の過程に影響を与えていることは、WTOシアトル会議・MAIの決裂によって明らかである。ただ、NGOは政府と違い、民主主義的な選挙という制度を通じて選ばれた団体ではないので、NGO自身は、直接国際交渉過程に参加する権利もっていない。それでは、どうやってその意思を国際交渉に反映させているのか。またNGOの存在によって、国家と市民と国際機関の関係・制度構築過程はどのように変化したのか。第3項では、国際的な制度の策定過程に、国家・市民・NGOというアクターがどのように参加できるのかを考察する。

3 国家と NGO の関係

MAI が成立しなかったのは、国際制度を策定する時に必要な各国の妥協が得られなかったからである。前節で考察したように、多国間の枠組みとしては自由化のレベルが高すぎ、各国は特別例外措置をつけることで、何とかその高いレベルの自由化協定に対処しようとした。留保条件を各国が主張したのはもちろん、各国内で適切な産業政策、雇用政策、文化・環境保護政策を行うためである。国内でのそのような政策を望んでいるのは、その政府を支えている、選挙権を持つ国民である。国家は国際交渉において、そこに国民の意思を伝達する義務がある。なぜならば、国家はその国の選挙で選ばれた代表として、国際交渉への参加が正式に認められているアクターだからである。市民は通常、国内で制度・政策を構築する時と同じように、国際制度の策定についても、国家に対して異議を申し立て、国家というチャンネルを通して国際交渉に参加できる。

しかし、MAI の場合、交渉は OECD において秘密裡に行われており、1997 年にある NGO が MAI 草案をウェブサイトに掲載するまで、多くの市民は MAI の内容、存在を知らなかった。それを国際交渉へオブザーバーとして出席する資格をもっていて、国際機関への政策提言、国際制度についての市民への啓蒙活動を行っている NGO がインターネットを使って広く知らせたのである。いち早く、それまで個々の問題意識で、それぞれ別の活動をしていた NGO が反応し、それぞれの立場で MAI を分析し意見を出しはじめた⁷⁰。ウェブサイトでの情報伝達と、世界的な組織で広がる NGO の活動によって多くの市民が MAI を認知するようになり、NGO の反 MAI 運動の勢いも増した。

NGO は、一方で MAI の交渉の場である OECD や各国政府高官に宛てて反 MAI の文書を提出し、他方で市民への啓蒙活動を続け、反 MAI 運動を盛り上げた。NGO はそうすることによって MAI に反対する市民の代弁者としての役割を果たしていたと言える。特に反 MAI 運動が活発に行われたのが、OECD 本部のあるフランスと、NAFTA においてアメリカ企業に敗訴したカナダだった。市民側はこのように NGO から MAI の情報を得、NGO の主張に賛同する人の数はしだいに増えていった。そして、そういう市民の代弁者としての NGO は、国境を越えて連帯し、ある特定の国の政府に働きかけるのではなく、広く世界中の政府に向けてその主張をアピールした。市民が個別に各国の政府に異議申し立てをするという仕組みに加え、NGO がその代弁者となって、国際機関に直接異議申し立てをするようになったのである。

しかし、前述の通り、民主主義的選挙によって選ばれた政府代表と異なり、NGO は国際交渉の場で政策決定権を持たない。NGO がどんなに大きくキャンペーンを行ったところで、それを考慮に入れずに政策決定をしてしまうことも可能である。しかし、MAI の交渉は中断し、NGO の目指した結果になった。

そのような結果になったのは、MAI 交渉参加国であるフランスが、MAI の内容に反対の意を表明し、交渉を離脱したからだと考えられる。そしてカナダ、イギリスも続いて離脱し、フランスは交渉における各国の足並みをずらす要因をつくった。

フランス政府側には政治の再編という問題があった。ジョスパン首相とシラク大統領はそれぞれ 2002 年の大統領選をにらみつつ、反グローバリズムの勢力を味方につけようとしていると言われている⁷¹。投票行動によって国家が成り立っている以上、議会を構成する議員は選挙権を持つ市民の反応を無視することはできない。社会党のジョスパンは、史上もっとも大胆な民営化計画を推進しつつ、一方では貿易の規制を求め、市場力学の行き過ぎ

に歯止めをかけるべきだと主張し、反グローバリズムの勢力を掌握しようとしている。他方、ドゴール主義者のシラクは、フランスが世界で果たす役割、アメリカに迎合しない独自路線を主張し、広く支持されている⁷²。OECD本部のあるフランスではMAIに反対するNGOの活動が活発で、フランス市民もMAIの存在を知り、反MAIを主張するNGOの主張に同調する市民の数が多かったと考えられる。ジョスパンはこのような国内政治状況の中で、グローバリズムの象徴としてのMAI交渉から離脱することを決定したのである。

フランス政府は、上記のような政治家の思惑だけでなく、労働市場改革というフランス政府の政策実現のためにも、MAIに反対する必要があった。フランス政府は、週35時間労働制(労働時間の短縮政策)を取り入れ、雇用を増大させようとしている⁷³。この労働時間の短縮は、もっとも国家による干渉性が強い雇用政策といわれており、フランス国内の経営者団体においても、国外においても拒否されている政策である⁷⁴。もちろんMAIを批准したら、このような政策は投資家(企業)側により多くの労働者を雇用することを求め、超過支出を生じさせるのでMAI違反ということになり、制度は無効にしなければならない。しかしジョスパン政権は、長期的な雇用増大を目指し、政策過程に労働組合や経営者を参画させることによってこの政策の実現を計ろうとしている。従来、ドイツにもフランスにも従業員・労働組合の経営参加制度があり、労働者は企業の意志決定に大きな力を有してきた⁷⁵。この制度は、M&Aの急速な増大とともに崩壊しつつあり、それに代わって、米国流の合理的な労資の意志決定システムが導入されつつある。この労働市場改革はフランス国内での政策と、MAIの方向性の違いを如実に表した例だが、これ以外にもフランスがMAIに批准すると無効になってしまうような規定は存在していると思われる。

フランスは、国民のためにこのような規律を維持する意志をもっており、最終的には「MAIは国家主権を侵害しかねない条項を含んでいる」という理由で交渉の離脱を宣言した。NGOの存在とその活動はフランスの交渉離脱を後押しするものとして役立ったと考えられる。またNGO側にとっても、NGOの意見が直接国際機関における政策決定に影響を与える仕組みにはなっていないことから、フランスというOECD加盟国であり、MAIに反対する国の存在が必要であった。このような意味で、MAI交渉においては、フランス政府とNGOの関係は相互補完的であったと考えられる。

フランスとNGOの利害は必ずしも一致しないし、MAIに反対した理由も完全に一致するとは考えがたい。しかし、MAI交渉においては、両アクターとも理由はどうあれ、MAIに反対するという同じ見解を共有していたのは事実である。

山之内[1997]は、近代の合理化がわれわれに強いる運命が避けられないとするならば、この運命をあえて引き受けること、流れに抗する強靱な精神を持ち、その強靱な精神を通して受苦者としての連帯の絆を構築していくことが必要とされると述べ⁷⁶、現代社会における受苦者の普遍的連帯の可能性について論じている。

国家と市民は両者とも、ハイレベルな自由化を目指した協定であるMAIからの受苦者と考えられる。そして、NGOは、グローバルに受苦者を啓発する組織であり、受苦者である市民の代弁者として、国際機関・国家に異議申し立てをする組織と考えられる⁷⁷。

グローバル化はまさに地球全体に及んでおり、その受苦者は世界中に存在する。グローバル化が進むにつれて国家の機能は縮小し、市場にその機能を移転しているという指摘もあるが、多国間の制度策定の場においては、国家はいまだ重要なアクターであり、その機能は失われていない。またNGOは国際交渉の場へ正式に参加することは不可能だが、世界中に存在するグローバル化の受苦者の代弁者として、活躍することが求められており、

受苦者が連帯する上で重要な役割を果たすアクターと考えられる。

おわりに

岩本[1999]は、グローバル・スタンダードのもつ規範的意味に社会的合意が得られているとは思えないとして、WTO/GATS で採用された「市場アクセス」という概念と、IMF 協定の「資本勘定の交換性」に向けての改正の 2 点を例示している⁷⁸。本稿では、投資におけるグローバル・スタンダードを作ろうとして、最終的に社会的合意が得られず、交渉決裂に終わった MAI を取り上げた。

第 1 節では、先進国間での投資フローが増加しており、またそれを取り巻く制度も、自由化の方向へと変化してきているということが分かった。

第 2 節では、MAI が OECD で秘密裡に交渉された協定で、その内容は投資の自由化をおしすすめ、国内の規制を緩和させるものであったこと、各国がその協定に対して、多くの留保条件をつけ、結局、妥協できずに交渉は決裂したということを検証した。

第 3 節では MAI 交渉においてどのようなアクターが存在し、どのような役割を果たしたのかを考察した。そして、グローバル化の中で国家の役割は衰退しつつあると言われているが⁷⁹、多国間ルール策定の場においては、国家はいまだに重要なアクターであるということが分かった。また近年注目されるようになった新たなアクターとして NGO の存在がある。市民の意志が、国家というチャンネルを通じて国際交渉の場に反映される従来の形式に加え、NGO という組織を通じて国家や国際機関に伝えられるようになった。しかし、NGO は民主主義的な選挙を経た組織ではないため、正式に国際交渉へ参加することはできない。NGO の意思の反映のさせ方はまだ定まっていないが、本稿で取り上げた MAI 交渉の場合、フランスという国家と連帯することでその意思を具現化していた。しかしそれは NGO 側からの一方的なものではなく、むしろフランス側が自国の主張の後ろ盾として NGO の主張を利用したとも考えられる。両者とも MAI の成立に反対というだけで、その理由となると必ずしも共有はしていない。また NGO 同士でも、それぞれ主義・主張があり、MAI に反対する理由は一致していない。根本的な主義・主張が一致していなくても、当該の課題に関しては連帯するという形態が、個人間・組織間であらわれたのが MAI 交渉であった。

制度のハーモニゼーションは容易なことではない。制度の背景には、固有の歴史的・文化的背景から生まれた習慣・不文律が存在する。しかし、それは現在、規制緩和・自由化という方向にむかって、急速に標準化・統一化されようとしている。その過程で MAI 交渉の決裂という事態が起こった。投資の自由化によって、効率的な資源配分・利用が可能になると考えられている一方、それはまた、外資受入による自国産業の崩壊、外国企業の影響力の増大など、様々な問題を生じさせるとの見方もある。自由化を段階的に進めることでそのデメリットを克服できる可能性があったが、各国の留保条件の多さが交渉の足並みを崩し、MAI 構想は挫折した。このような事態を防ぐためには、自由化を長期目標として掲げると同時に、その順序・速度を実体経済・社会・慣習に見合ったものに管理する必要があると思われる。また国際制度を策定する際は、各国が平等の権利をもって参画できるような場を選択し、情報を公開する必要があるだろう。

¹ 協定の名称は、交渉が行われはじめた当初、WTO において、Multinational Investment Agreement (MIA)とされていたが、加盟国の一部から MIA が軍事用語の Missing in

Action、すなわち戦闘中の行方不明者を指すとの指摘があり、現在の Multinational Agreement on Investment(MAI)に変更された (Graham[2000]pp.22-23)。本稿では OECD において策定が交渉されていた多国間投資協定のことを MAI と略して論じる。

また、1998 年 4 月 24 日に発表された草稿が公表されている MAI の最終草稿なので、本稿ではその草稿を多国間投資協定とする。邦訳は[1998a]25-90 頁に詳しい。

² Gilpin[2000]p.184.

³ OECD[1998a]p.121.

⁴ 『日本経済新聞』1998 年 12 月 5 日夕刊、6 日朝刊。『毎日新聞』1998 年 12 月 6 日朝刊、7 日朝刊。

⁵ 投資の定義は、投資協定の目的によって決定されるものである。投資協定は、投資の取用に対する補償を規定したもの、投資家に設立の自由を与える投資フローの自由化を目的としたもの、投資の促進を目的としたもの、投資を規制したものの 4 つに分けられ、それぞれ投資についての定義は異なってくる。UNCTAD[1999h]に詳しい。特に pp.61-65。投資の定義は、それが投資協定の適用範囲に直接関連してくるので、重要な論点である。MAI では、投資は企業・不動産・間接投資、及びその他の金融手段や無形資産を含むとされ、幅広く定義されていた(OECD[1998a]邦訳 125 頁、OECD[1998b]邦訳 42 頁)。

⁶ UNCTAD: United Nations Conference on Trade And Development 国連貿易開発会議の略。

⁷ JETRO[2000]1 頁。

⁸ JETRO[2000]4 頁。しかし同時に、定義上の問題から、直接投資と M&A の関係は複雑であり、クロスボーダー M&A の金額と、直接投資の金額は正確には比較できないとも述べている (JETRO[2000]12-13 頁)。

⁹ 特に 98 年は、英 BP—米アモコ (482 億ドル)、独ダイムラーベンツ—米クライスラー (405 億ドル) など、97 年までの個別案件の過去最高額 (80 億ドル) を更新する大型 M&A が米企業と欧州企業の間で頻発し、その資金の流れが直接投資の動向を決定づけた。

¹⁰ M&A が活発化するにつれ、直接投資と証券投資の境界は曖昧になってきている。IMF は直接投資を、「居住者による、非居住者企業(子会社、関連企業、支店)に対する、永続的権益の取得を目的とする国際投資」と定義づけ、株式投資などの取得を通じた出資については、出資比率 10%以上を直接投資の対象としている (JETRO[2000]10 頁参照)。

¹¹ ITO 憲章、もしくはハバナ憲章(The Havana Charter)と呼ばれる。

¹² 池田[1996]50 頁。Maswood[2000]pp.29-30.

¹³ Brewer and Young[1998]pp.3 及び 65-68.

¹⁴ ITO 憲章の推進者であった米国内でも、議会(特に上院)からこれに対する反対が生じ、批准には至らなかった。その理由は、この協定に基づいてかかる超国家的機関が設置され、これが各国の規制権限を制約するとすれば、米国の主権が侵害され、米国内産業保護が困難になるということであった。そしてこのような理由により、上院は同憲章を拒否した。また英国においても、自国産業の保護が必要であること、および、英連邦特惠関税制度の維持が必要であることなどが理由となって、英議会は同憲章の批准を拒否した。当時の最有力国である米英が憲章の批准を拒否した結果、他の各国の熱意もさめ、国際貿易憲章は、「幻の貿易大憲章」と化した (松下[1988]15 頁)。この経緯は次節以後で述べる MAI 交渉決裂の経緯と類似している。

¹⁵ UNCTAD[1999]p.21.

¹⁶ UNCTAD[1999]p.22.1990 年代に BIT 全体の約 3 分の 2 が締結されている (Maswood [2000]p.227)。

¹⁷ Brewer and Young[1998]pp.74-78. 80 年代末、BIT 締結国の 84.3%が先進国だったのに対し、96 年末にはその割合は 61.8%へと減少し、代わって途上国が締結国としてのプレゼンスを高めつつあることが分かる (JETRO[1998]23 頁、櫻井[1997]556 頁参照)。

¹⁸ Brewer and Young[1998]pp.74-78.櫻井[1998]53 頁。

¹⁹ 「投資の奨励および相互保護に関する日本国とエジプト・アラブ共和国との協定」である(日本輸出入組合[1998]12 頁)。

²⁰ 日本の締結数が少ないことの理由として、日本側が①内国民待遇の獲得にこだわること、②相手国の政治体制との間に基本的な相違があること、③行政協定によらずあくまでも国際約束として最高位にある条約という形式で整備することにこだわるため時間と労力がかかること、④日本の投資家がこの種の協定の意味を十分に理解せず、したがってその意義を積極的に認めないことなどを挙げている(櫻井[2000]136 頁)。

²¹ Maswood[2000]p.227.二国間投資協定の数は、各資料によって、若干の差異がある(日本輸出入組合[1998]12 頁、櫻井[1997]389 頁参照)。友好通商航海条約を BIT に含めて数えるものと、そうでないものが存在するのでこのような差異が生ずると考えられる(櫻井[1995]61 頁参照)。

²² いろいろな分類の仕方があるが、本稿では、櫻井[1998]50 頁を参考にした。

²³ Asian Pacific Economic Cooperation Conference(アジア太平洋経済協力閣僚会議)の略。

²⁴ North America Free Trade Agreement の略。

²⁵ The Energy Charter Treaty の略。

²⁶ Agreement on Trade-Related Investment Measures の略。外務省経済局国際機関第一課編[1996]251-267 頁参照。

²⁷ General Agreement on Trade in Services の略。外務省経済局国際機関第一課編[1996]463-509 頁参照。

²⁸ 投資協定の締結目的は様々で、BIT といっても、投資保証協定、投資奨励保護協定、投資相互促進保護協定などが存在する。それぞれ規定している内容も異なるが、一般に「BIT はその機能を投資保護に限定している(櫻井[2000]180 頁)」と言われている。しかし、収用に対して補償を規定することで、投資を促進する目的もあったと考えられる。

²⁹ 櫻井[1998]53 頁。

³⁰ たとえば、1994 年に英国とインドとの間で署名された「投資の促進と保護に関する協定」の第 3 条 1 項においては、「各締約国は自国の領域において投資を行うために他の締約国の投資家に対して有利な条件を奨励しおよび設定し、ならびに、かかる投資を自国の法令および政策に従って許可する」と規定されている(森川[1998]6 月号 79 頁)。

³¹ 櫻井[2000]132-133 頁。

³² 横川[1996]7 頁。

³³ 森川[1998]6 月号 80 頁。

³⁴ 横川[1996]7-16 頁。たとえば、1991 年に締結された米国とアルゼンチンとの間の「投資の相互的奨励および保護に関する条約」の第 2 条 1 項においては、当事国は投資およびそれに関連する活動を、同様の状況において自国の国民もしくは会社または第 3 国の国民もしくは会社の投資または関連する活動に与えられるものよりも不利でないもののうちいずれかより有利なものにも続いて許可し、かつ、取り扱う」と規定されている(森川[1998]6 月号 80 頁)。

³⁵ エネルギー憲章に関する条約は 1991 年「欧州エネルギー憲章」実施のための法的枠組みとして作成され、94 年に採択されて 98 年に発効した。憲章は、旧ソビエト、中欧および東欧の諸国を含む欧州諸国、米国、カナダ、オーストラリアならびに日本が、旧ソビエト、中欧および東欧の諸国におけるエネルギー分野の市場原理に基づく改革を促進すること、エネルギー分野における企業活動(貿易および投資)を全世界的に促進することなどを宣言したものである。条約はエネルギー原料およびエネルギー産品(石油・ガス・石炭など)の貿易の自由化ならびにエネルギー分野における投資の促進など、エネルギー分野における長期的な協力を促進するための法的枠組みを規定するものである(櫻井[2000]p.144)。

³⁶ この協定は、1998年12月に交渉が決裂したと報じられた(『日本経済新聞』1998年12月5日夕刊、6日朝刊)。多国間投資協定はWTO/OECDという2つの国際機関で交渉が行われてきた。

しかし、1991年6月にOECD理事会は事務局に対して「より広範な投資文書(broader investment instrument)」について、実行可能性を探るための調査報告書を作成させていたといわれており(櫻井[1997]p.338)、OECDにおいては1995年以前に既に多国間投資協定を策定するために動き出していたと考えられる。

³⁷ 日本経済新聞1999年10月15日朝刊。

³⁸ WTOのレナート・ルツジェロー事務局長はこの協定を「統合された世界経済の憲法を定めたもの」と述べている。

³⁹ 小寺[2000]182頁。IMFにおける資本勘定自由化については、Fischer[1997](邦訳1-19頁)に詳しい。MAI交渉失敗によってIMFの作業も中断された。

⁴⁰ OECD[1998a][1998b]、UNCTAD[1999]、谷岡・大久保[1998]参照。

⁴¹ 都留[1998]93頁。

⁴² 二国間投資協定の数、ドイツ—111、英国—87、ルーマニア—82、スイス—81、中国—80……米国—39など(JETRO[1998]23頁)。

⁴³ 櫻井[1997]365頁。

⁴⁴ 櫻井[1997]367頁。

⁴⁵ MAI交渉にオブザーバーとして参加したのは、ブラジル、チリ、アルゼンチン、エストニア、ラトビア、リトアニア、スロバキア、香港であった(Maswood[2000]p.234)。

⁴⁶ 『日本経済新聞』1998年12月5日夕刊、6日朝刊。

⁴⁷ フランスのMAI交渉離脱を受けて、イギリス、カナダ、オーストラリアもMAI交渉に出席しなくなった。

⁴⁸ 宇沢[1992]13頁。

⁴⁹ 所得の大きさ、社会的影響力の大きさいかに関わらず、社会全体の意思決定に平等の権利をもって参画できることが民主主義の理念である(本山[1980]101頁)。

⁵⁰ NGOという言葉は様々な種類の組織の呼び名として使われている。主なものとしては以下の4つがある。ボランティア組織、公益事業請負団体、民衆(住民)組織、政府系非政府組織(Korten[1990]邦訳23頁)。しかしNGOの定義はきわめてあいまいである。本稿ではNGOを、人々の社会的なニーズを満たすために自発的に活動する組織と定義し、主にMAIの成立に反対したNGOについて論じる。

⁵¹ http://www.iccwbo.org/home/trade_investment/hge_english.asp他、ICCのHPを参照。

⁵² 日本機械輸出組合[1996b]参照。

⁵³ <http://www.essential.org/monitor/>(多国籍モニターのHP)を参照。

⁵⁴ MAIにおいては、後述のように投資家を優遇する条項が含まれており、それはNAFTAにおいて既に具現化していた。MAI交渉と同時期にカナダ政府とアメリカ企業の間で紛争が起きており、その影響でカナダのNGOはMAIに対する関心が他国より高かったと考えられる。

⁵⁵ 1997年10月27日に発表されたこの共同声明には、世界67カ国、560団体が署名している。<http://www.citizen.org/pctrade/mai/Sign-ons/mai600ngo.htm>を参照。

⁵⁶ Greenpeace International, World Wildlife Fund for Nature International (WWWF-I), Third World Network, the Canadian Labour Congress, Mexico's Frente Autentico del Trabajo (FAT), Pacific Asia Resource Center, Pakistan's Society for Conservation and Protection of Environment (SCOPE), South African Municipal Workers Union, Ecoropa, Australians for Animals, Catholic Fund for Overseas Development, World Economy, Ecology and Development Association and Women's International League for Peace and Freedom、といったNGOがその主体となっていた。そのうち約150団体がアメリカ

の市民組織である。

⁵⁷ 内橋[1999a]11 頁。

⁵⁸ 都留[1998]93-94 頁。

⁵⁹ OECD[1998b]Ⅶ章を参照。

⁶⁰ OECD[1998a]pp.130-133 参照。OECD[1998b]草案では V において Dispute Settlement が規定されている。紛争は協議を通じて、必要とあれば国家間及び外国投資家と受入国間の拘束力をもつ仲裁を利用して解決することとされている(OECD[1998a]p.122)。

⁶¹ JETRO[1993]240-260 頁。

⁶² カナダで工場を操業するアメリカの企業エチル社(Ethyl Corporation)は MMT という人体に有害なガソリン添加剤を使用していた。1997 年 4 月、カナダ政府がその輸入と使用・国内移動を規制する法律を策定しようとしたところ、エチル社は、新たな法律の制定は NAFTA 違反として提訴すると通知し(同年 10 月)、その後 1998 年 4 月にカナダ議会がこの法案を可決するとエチル社がカナダ政府を提訴した。NAFTA では、加盟国政府が投資家の財産を収用またはそれと同様の効果をもつ措置を実施した場合、投資家への保証を義務付けている。エチル社は、MMT 使用禁止の法案はエチル社の資産の収用に匹敵するとみなし、提訴したのである。その結果、AIT 委員会(Agreement on Internal Trade: AIT)は 7 月にカナダ政府に対し同法案の撤回、13 万ドルの賠償支払いを命じ、この紛争は解決した(Graham[2000]pp.37-39, UNCTAD[1999]pp.6-7)。NGO は、企業側の主張がカナダ政府側の環境保護や人体に有害な物質の使用禁止の主張に勝訴したことについて、企業利益が公共利益に優先された事例として注目した。そしてこの条項が MAI においても規定されているので、同じような事例が世界大で起こることになると警告した。この警告に対し、環境保護団体は即座に反応し、アメリカでは法律によって禁じられていた MMT の使用を、規制が存在しなかったカナダにおいて使用し、公害輸出をしたなどと非難した。
<http://www.nassist.com/mai/ethylx.html>, http://www.ec.gc.ca/press/mmt98_n_e.htm を参照。

⁶³ 注 62 を参照。

⁶⁴ 『日本経済新聞』1998 年 12 月 5 日夕刊、6 日朝刊。

⁶⁵ 例として日本とアメリカの提案した留保条件を挙げておく。留保条件には①留保業種と②安全保障等関連業種がある。日本は①は農林水産業、鉱業、石油、皮革・皮革製品、航空運輸、海運、投資信託②は航空機、宇宙、武器、火薬、原子力、電気、ガス、熱供給、通信、ワクチン製造、通信・放送、警備業を挙げていた。アメリカは①は原子力、放送、通信衛星、航空運輸、海洋熱エネルギー、水力発電、地熱、鉱業、漁業②は安全保障に関わる企業取得、航空運輸、通信・放送をあげていた。最終的に MAI 交渉を離脱したフランスとカナダは、文化的例外を強く求めている(通産省 HP「多国間投資協定について」1998 年 9 月発表を参照)。

⁶⁶ Strange[1996](邦訳 32,139-140 頁)。国家の権威が衰退しつつあることは、パワーが国家からその他の機関や団体に拡散していること、そして構造的パワーをもつ、より大きな国家とこれをもたない弱い国家との間の非対称性が、次第に強まっていることに反映されている(同 18 頁)。

⁶⁷ Sassen[1996](邦訳 12 頁)。

⁶⁸ Sassen[1996](邦訳 13 頁)。

⁶⁹ このような、他国・国際機関・民間セクターとの提携関係の「調停役 coordinator」としての国家を、「触媒国家(Catalytic State)」と表現するものもある(清水[2000]65 頁)。

⁷⁰ 中心となった NGO は、Greenpeace International, World Wildlife Fund for Nature International (WWWF-I), the Center for International Environmental Law, the Friends of the Earth, the Community Nutrition Institute, the Defenders of Wildlife, the Institute for Agriculture and Trade Policy, the Sierra Club, the National Wildlife

Federation の 9 団体と言われている。この 9 団体は 1998 年 2 月に米国通商代表部(United States Trade Representative: USTR)のシャーリーン・バーシェフスキー氏に連名で MAI に反対する旨の文書を提出している。(Graham[2000]p.40)。

⁷¹ Meunier[2000]p.111.

⁷² Meunier[2000]pp.110-113.

⁷³ 週 35 時間制というのは、年間の雇用期間を通じて平均週 35 時間に労働時間を短縮し、雇用を増大させようというものである。経営者団体は、この法律の施行によってかなりの超過支出が生じ、また競争力が減ずるとして反対している(柴山[2000]27 頁)。

⁷⁴ 柴山[2000]126-127 頁。

⁷⁵ ドイツの場合、会社の最高意志決定機関として労資同数の監査役会がある。監査役会での賛否が同数の場合には、会長にさらに 1 票を加え出資者側の決定力が確保されているが、取締役の任命は監査役の 3 分の 2 が必要であり、従業員が企業の意志決定に大きな力を持っている(柴山[2000]25-26 頁)。

⁷⁶ 山之内[1997]232 頁。

⁷⁷ 現在の NGO には、問題もある。彼らは MAI において、グローバル化に反対し、その速度を緩慢にすることでは見解が一致している。しかし、具体的な代替案は示されていない。組織が、誰かの利益の代弁者である場合、具体的な提案ができるが、グローバリズムに反対する人々の集合、あるいはそういう人々の代弁者としての集合の場合、連帯して現状に対する批判はできても、新たな具体案を連帯して提案することは困難である。

⁷⁸ 岩本[1999]315-316 頁。

⁷⁹ Strange[1996]p.18.

参考文献

<邦文文献>

- 石黒一憲[1998a]『日本経済再生への法的警鐘・損保危機・行革・金融ビッグバン』木鐸社。
- [1998b]『法と経済』岩波書店。
- [1998c]「ボーダレスエコノミーへの法的視座」『貿易と関税』5-12月。
- [2000a]『グローバル経済と法』信山社。
- [2000b]「グローバリゼーションと法」鈴木典比古編著『グローバリゼーションの中の企業』八千代出版。
- 伊東光晴[2000]『日本経済の変容』岩波書店。
- 岩本武和[1999]『ケインズと世界経済』岩波書店。
- 宇沢弘文[1992]「社会的共通資本とは何か」宇沢弘文・高木郁郎編『市場・公共・人間』第1書林、所収。
- 内橋克人[1999a]『実の技術・虚の技術』岩波書店。
- [1999b]『多元的経済社会のヴィジョン』岩波書店。
- 尾崎俊哉[1996]「MAIに関する諸問題についての見解」『MAIに関する調査研究』国際貿易投資研究所。
- 外務省経済局国際機関第一課編[1996]『解説WTO協定』日本国際問題研究所。
- 小寺彰[1998]「投資自由化体制の意義と課題」『日本国際経済法学会』第7巻。
- [2000]『WTO体制の法的構造』東京大学出版会。
- 近藤誠一[1999]「世界経済のパラダイム・シフトと日本外交」『外交フォーラム』2月。
- 櫻井雅夫[1987]「多国籍企業に関わる投資紛争」江夏健一編、多国籍企業研究会著『国際経済紛争と多国籍企業』、晃洋書房、所収。
- [1995]『外国投資の待遇のための法的枠組み』アジア経済研究所。
- [1996]「多国間投資協定」『国際商事法務』第24巻第2号。
- [1997]『国際経済法〔新版〕』成文堂。
- [1998]「国際事業活動に関する条約の制定」『国際税務』第45巻第9号。
- [1999]「海外直接投資の法的枠組み—自由化指向から円滑化指向へのシフト—」『貿易と関税』7月。
- [2000]『新国際投資法』有信堂。
- 柴山健太郎[2000]『グローバル経済とIT革命』社会評論社。
- 清水和巳[2000]「グローバリゼーションとナショナリズム」『アソシエIV』10月。
- 滝川敏明[1998a]「市場原理と直接投資規制」『日本国際経済法学会年報』第7巻。
- [1998b]「直接投資自由化交渉における市場原理と相互主義」『貿易と関税』1月。
- 谷岡慎一・大久保直樹[1998]「多国間投資協定交渉テキスト本文全訳」『貿易と関税』9-10月。
- 日本機械輸出組合編[1997a]『多数国間投資協定(MAI)と北米・欧州の貿易・投資障壁』日本機械輸出組合。
- [1997b]『貿易・投資の自由化の実態と多国間投資協定』日本機械輸出組合。
- [1998a]『国際投資規律と社会保障協定』日本機械輸出組合。
- [1998b]『多国間投資協定と途上国地域統合問題』日本機械輸出組合。
- 日本貿易振興会(JETRO)編[1993]『NAFTAを読む』日本貿易振興会。
- [1997]『1997年版 ジェトロ投資白書』日本貿易振興会。

- [2000]『2000年版 ジェトロ投資白書』日本貿易振興会。
- 松下満雄[1988]『国際経済法』有斐閣。
- 本山美彦[1980]「北の対応」游仲勲・本山美彦・徳永正二郎編『南北問題をみる眼』有斐閣選書、所収。
- [1996]『倫理なき資本主義の時代』三嶺書房。
- 森川敏孝[1998]「投資の自由化と多国間投資条約」『貿易と関税』5-7月。
- 山之内靖[1997]『マックス・ヴェーバー入門』岩波新書。
- [2000]「往復書簡・受苦者の連帯は可能か」『アソシエIV』10月。
- 横川新[1996]「アメリカの二国間投資促進保護協定の論議と変遷」矢谷通朗編、『外国投資の法的保護』アジア経済研究所、所収。
- <欧文献>
- Aldonas,G.D. [1997] "Multinational Investment Agreements," *International Lawyer*, Vol.31,pp.447-452.
- Burt,E.M. [1997] "Developing Countries and the Framework for Negotiations on Foreign Direct Investment in the WTO,"*American University Journal of International Law and Policy*,Vol.12,No.6,pp.1015-61.
- Clarke,T., Barlow,M.[1997] *MAI: Multilateral Agreement on Investment and the threat to Canadian sovereignty*, Stoddart Publishing Co.Limited.
- Fischer,S.[1997] "Capital Account Liberalization and the Role of the IMF," paper presented at the International Monetary Fund's Seminar on Asia and the IMF, Hong Kong, September 19(岩本武和訳「資本自由化とIMFの役割」岩本武和監訳『IMF資本自由化論争』岩波書店、1999年、所収)。
- Gilpin,R.[1987] *The Political Economy of International Relations*, Princeton University Press(佐藤誠一郎・竹内透監訳『世界システムの政治経済学』東洋経済新報社、1990年)。
- [2000] *The Challenge of Global Capitalism*, Princeton University Press.
- Graham,E.M.[2000] *Fighting the Wrong Enemy*, Institute for International Economics.
- ICSID [1992] "Legal Framework for the Treatment of Foreign Investment," ICSID Review—*Foreign Investment Journal*, Vol.7,No.2.(櫻井雅夫監訳『外国投資のための待遇の法的枠組み』アジア経済研究所、1996年)。
- Kobrin,S.J. [1998] "The MAI and the Crash of Globalizations," *Foreign Policy*, Fall, pp. 97-109.
- Korten,D.C.[1990] *Getting to the 21st Century*, Kumarian Press Inc.(渡辺龍也訳『NGOとボランティアの21世紀』学陽書房)。
- Maswood,J. [2000] *International Political Economy and Globalization*, World Scientific Publishing.
- Meunier,S.[2000] "The French Exception," *Foreign Affairs*, Vol.79, No.4, pp.104-116.
- OECD [1998a] *Open Markets Matter: the benefits of trade and investment liberalization*, OECD.
- [1998b] "The MAI Negotiation Text" (As of 24 April 1998) Paris;
http://www.oecd.org/ech/index_2.htm (谷岡慎一・大久保直樹訳「多国間投資協定交渉

- テキスト(1998年4月24日版)本文全訳『貿易と関税』1998年9、10月号).
- Sassen,S.[1996] *Losing Control? : Sovereignty in an Age of Globalization*, Columbia University Press(伊豫谷登士翁訳『グローバリゼーションの時代』平凡社).
- Strange,S.[1996] *The Retreat of the State*, Cambridge University Press(櫻井公人訳『国家の退場』岩波書店).
- UNCTAD [1999a] "Admission and establishment," *UNCTAD series on issues in international investment agreements*, New York and Geneva.
- [1999b] "Employment," *UNCTAD series on issues in international investment agreements*, New York and Geneva.
- [1999c] "Fair and equitable treatment," *UNCTAD series on issues in international investment agreements*, New York and Geneva.
- [1999d] "Foreign direct investment and development," *UNCTAD series on issues in international investment agreements*, New York and Geneva.
- [1999e] "Investment-related trade measures," *UNCTAD series on issues in international investment agreements*, New York and Geneva.
- [1999f] "Most-favored-nation treatment," *UNCTAD series on issues in international investment agreements*, New York and Geneva.
- [1999g] "National treatment," *UNCTAD series on issues in international investment agreements*, New York and Geneva.
- [1999h] "Scope and Definition," *UNCTAD series on issues in international investment agreements*, New York and Geneva.
- [1999i] "Taking of property," *UNCTAD series on issues in international investment agreements*, New York and Geneva.
- [1999j] "Taxation," *UNCTAD series on issues in international investment agreements*, New York and Geneva.
- [1999k] "Transfer pricing," *UNCTAD series on issues in international investment agreements*, New York and Geneva.
- [1999l] "Trends in international investment agreements: an overview," *UNCTAD series on issues in international investment agreements*, New York and Geneva.
- Whitman,M.N.[1977] "Sustaining the International Economic System: Issues for U.S. policy," *Essays in International Finance*, No.121,International Finance Section, Department of Economics, Princeton University Press.